

令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得に基づく
令和8年度 住民税（町民税・県民税）・国民健康保険税・
介護保険料・後期高齢者医療保険料の申告について

住民税(町民税・県民税)の納税義務者は、地方税法第317条の2の規定により、毎年3月15日までに、1月1日現在住んでいる市町村において、前年中(1月～12月)の所得を申告するように義務付けられています。

申告が必要な方は右表の日程で申告相談、申告受付をいたします。

【住民税申告が必要な方】

令和8年1月1日現在、嘉島町内に住所がある方で、令和7年中に

- ① 営業・農業・不動産・配当等の給与、年金以外の所得があった方
- ② 給与をもらっている方のうち(i)複数ヶ所から給与をもらっている、(ii)令和7年中に退職されたなど、年末調整されていない給与がある方
- ③ 日雇いやパート、アルバイト等の年末調整されていない収入がある方
- ④ 年金をもらっている方で (1)所得控除(医療費や社会保険料等の控除)を受ける方 (2)令和7年中に、年金以外の所得があった方
- ⑤ 生活保護法の規定による保護を受けている方
- ⑥ 収入が全くなく、19歳以上で、誰からも所得税・住民税の扶養になっていない方

【住民税申告が必要ない方】

- ① 所得税の確定申告をされる方
- ② 所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が嘉島町役場税務課へ提出されている方
- ③ 公的年金収入のみで、所得控除(医療費や社会保険料等の控除)の必要がない方
- ④ 令和7年中に収入がなく、嘉島町内に住所がある方の扶養親族になっている方

※住民税申告が必要ない方でも、所得証明書等の証明書を取得する場合や、保育所等利用するなど、手続きによっては申告をしておく必要がありますので、申告期間中に住民税申告をお願いします。

【住民税申告が必要となる手続きの例】

児童手当、児童扶養手当、扶養申請、高額療養費申請、保育所等利用、就学支援金など

以下の方は役場の申告会場では相談を受け付けることができません。

- ・青色確定申告の方
- ・必要書類に不備がある方
- ・農業所得及び事業所得の収支計算ができていない方
収支内訳書を必ず作成し、右ページ「申告に必要なもの」と一緒にご持参ください。
- ・医療費の個人別集計ができていない方
- ・土地（ゆうすいの杜など）・建物・株式の譲渡所得、住宅借入金（取得）等特別控除（1年目）を受ける方については「熊本東税務署」へご案内します。

◆住民税申告についての問合せ先

嘉島町役場税務課 TEL096-237-2639

◆所得税・贈与税・消費税の確定申告についての問合せ先

熊本東税務署 TEL096-369-5566

期間：2月16日(月)～3月16日(月)(土曜日、日曜日、祝日を除く)
(受付時間：午前9時～午前11時半、午後1時～午後3時半)
場所：嘉島町役場3階 中会議室 ※税理士による無料相談会も同会場にて行います。

各地区の日程

混雑を緩和するため、下表のとおり地区を振り分けております。日程通りの来場が難しい場合、期間内の別日にご来場ください。

地 区	日 程	地 区	日 程
下六嘉・三郎無田	2月16日(月)～2月18日(水)	鯰・滝河原	3月5日(木)～3月10日(火)
井寺・北甘木	2月19日(木)～2月24日(火)	高田・上仲間	3月11日(水)～3月12日(木)
上六嘉・西村	2月25日(水)～2月27日(金)	下仲間・犬渕	3月13日(金)～3月16日(月)
上 島	3月2日(月)～3月4日(水)	ただし土曜日、日曜日、祝日を除く	

税理士による無料相談会 2月16日(月)～3月6日(金)

※土曜日、日曜日、祝日を除く。

確定申告、税金のことについて相談したい方は是非ご活用ください。

申告に必要なもの

- ① マイナンバーカード（ない場合は、個人番号が分かるもの + 身分が確認できるもの）
- ② 税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」ハガキ（送られてきた人のみ）
- ③ 源泉徴収票、給与明細書（源泉徴収票が貰えない場合のみ）、その他収入額・勤め先がわかるもの
- ④ 営業 不動産 所得 収支内訳書、事業の収入・経費がわかるもの（現金出納帳、売上帳、仕入帳、事業に関する領収書、機具等の購入証明書等）
- ⑤ 農業所得 ④の書類に加え、「農事組合法人かしま広域農場」からの書類一式 農業の取引が記載された通帳、小作料の振込通知、購買明細等の農業収支がわかる書類
- ⑥ 譲渡所得 譲渡所得の計算明細書、収入・経費がわかるもの（売買契約書等）
- ⑦ 社会保険料控除証明書（国民年金、任意継続医療保険等含む）、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ⑧ 医療費控除明細書または医療費のお知らせ、セルフメディケーション税制を受ける場合→セルフメディケーション税制の明細書、取組がわかる書類
- ⑨ 障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳
- ⑩ 雑損控除を受ける場合、繰越控除がある場合⇒[裏面]を参照してください。

※申告期間中税務課窓口にて、確定申告用に以下の書類を交付します。

- (1)社会保険料控除の対象となる国民健康保険税や介護保険料（普通徴収分）、後期高齢者医療保険料（普通徴収分）の支払額が確認できる「納付確認書」（無料）
- (2)農業所得や不動産所得を算定する際に経費として算入する固定資産税額が確認できる「公課証明書」（申告用は無料）

裏面もご覧ください

確定申告に関するよくある問い合わせ

こちらは裏面です

Q 令和7年分の源泉徴収票がない（もらっていない、なくした等）が、確定申告相談には必ず必要か？

A 確定申告には源泉徴収票を必ずご持参ください。源泉徴収票がない場合は、入手されてから確定申告されてください。

徴収票の入手先 ①給与の場合 →給与を支払った事業所
②公的年金の場合→年金を支払った各年金事務所

Q 日雇い等、不定期の収入のため源泉徴収票がないが、どうしたらいいか？

A 令和7年中に給与を支払った仕事先、日給の金額や、月に何日ぐらい仕事をされたか等、内容がわかるものを用意して申告してください。

Q 昨年年金しか収入がなかったが、確定申告は必要ですか？

A 昨年、年金以外に、例えば小作料等少額でも収入があった場合は住民税の申告が必要になります。また、令和7年中に受け取った年金が400万円以下で、他に収入がない場合、確定申告は不要ですが、医療費や生命保険、社会保険など、所得控除を反映させたい場合は確定申告をする事が出来ます。

雑損控除の繰越がある方について

[このチラシ表面]の「申告に必要なもの」に加え、令和6年分の所得税の確定申告書の控え一式をご持参ください。持参されない場合、繰越控除が適用されません。
⇒無くした場合、事前に熊本東税務署へお問い合わせください。

令和7年分（令和7年1月1日～12月31日）の所得に基づく

所得税の確定申告相談会

譲渡所得、事業（農業・営業・不動産）所得、医療費控除、雑損控除

住宅ローン控除（令和7年中に住宅ローンによりマイホームを取得した方）など所得税の申告がある方

会場 「熊本東税務署」（所在地：熊本市東区東町3丁目2番53号）

日程 令和8年2月16日（月）～3月16日（月）※土日祝日を除く
ただし、3月1日（日）に限り開設します。

受付時間 午前9時～午後3時

※申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場は「入場整理券」が必要です。
整理券は、会場で当日配布のほかLINEでも事前発行しています。

また上記の受付時間は、入場整理券の配布状況により時間を繰り上げての終了となる場合があります。

ご自宅で、スマホで確定申告が簡単に出来ます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に従って金額などを入力するだけで所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等を作成・提出ができます（電子申告、以下「e-Tax」）。e-Taxでの申告手続きについては、「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」を使用します。

その際、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）と署名用電子証明書のパスワード（英数字6文字以上16文字以下）が必要となります。署名用電子証明書のパスワードが分からない場合は、コンビニ等で再設定が可能です。

「e-Tax」について

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

確定申告特集ページへのアクセスはこちら



確定申告に関するご相談・お問い合わせ先

熊本国税局では、令和8年1月19日（月）から令和8年3月16日（月）までの間、所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関する電話相談に対応するため、「確定申告電話相談センター」を開設します。

「国税相談専用ダイヤル（TEL0570-00-5901）」にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「0」を選択の後、ご用件をお話しください。確定申告以外の国税に関するご相談も可能です。

また、確定申告に関する疑問は、税務相談チャットボット「税務職員ふたば」もご利用可能です。国税庁ホームページより、お問い合わせ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより人工知能（AI）を活用して自動でお答えします。

国税庁ホームページ「チャットボット」へのアクセスはこちら

